

江別 P R サポーター実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、江別 P R サポーター（以下「サポーター」という）を設置することにより、江別市の魅力ある地域資源等の積極的な発信を通じて、まちのイメージアップを図るとともに、市民協働のシティプロモーションを推進することを目的とする。

(登録要件)

第2条 サポーターに登録できる者は、前条の目的に賛同し自ら江別市の P R 活動をする満 18 歳以上の個人または団体とする。

(活動内容等)

第3条 サポーターは江別の魅力や地域資源等の情報発信、P R 等自主的な活動を行う。

(活動に対する支援)

第4条 市は、サポーターの活動を支援するため、登録証、ロゴマーク等を提供するとともに、市の P R 情報等を随時提供する。

(登録申込)

第5条 サポーターの登録申込は、江別市公式サイト内の専用申込フォームからの送信または所定の申込用紙により行うものとする。

(登録)

第6条 市長は、前条の登録申込があった場合に、第2条の登録要件に該当すると認められるときは、サポーターとして登録するものとする。ただし、市長は、申込者が不適合であると認めるときは登録を拒否することができる。

(任期)

第7条 サポーターの任期は、1年とする。ただし、特に申し出が無い限り、登録期間の満了後、自動的に更新できるものとする。

(登録の取り消し)

第8条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当し、サポーターとして不適格であると認めるときは、第5条の規定による登録を取り消すことができる。

(1) サポーターの役割を担うことができなくなったと認められるとき。

(2) 公序良俗に反する、またはサポーターとして相応しくない非行があったときなど、サポーターとしての適格性を欠くに至った場合。

(3) 連絡が不通になったとき。

(4) その他、市長が第5条の登録を取り消すことが適当であると認めたとき。